

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表第1第48項中「4,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行し、改正後の霧島市手数料条例の別表の規定は、同日の申請分から適用する。

（提案理由）

嘱託登記手数料について、事務取扱に関する費用を積算し、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。